

新型インフルエンザ等対策推進会議（第1回） （持ち回り開催）

日時：令和3年4月1日（木）

議 事 次 第

1. 議 事

- （1）議長の選任について
- （2）新型インフルエンザ等対策推進会議運営規則について

（配布資料）

- 資料1 新型インフルエンザ等対策推進会議 委員・臨時委員名簿
資料2 新型インフルエンザ等対策推進会議運営規則（案）
- 参考資料 新型インフルエンザ等対策推進会議関係法令

新型インフルエンザ等対策推進会議 委員名簿

池田 牧子	いの町長
石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
石田 昭浩	日本労働組合総連合会 副事務局長
井深 陽子	慶応義塾大学経済学部教授
今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
今村 啓一	日本放送協会解説委員長
岩崎 茂	元統合幕僚長
大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
大西 隆	東京大学名誉教授
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
釜苞 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座（感染症・呼吸器）教授
河本 宏子	日本経済団体連合会社会基盤強化委員会企画部会長代行
栗山 真理子	日本患者会情報センター代表
柑本 美和	東海大学法学部教授
幸本 智彦	東京商工会議所議員
小林 慶一郎	慶応義塾大学経済学部教授
鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
竹森 俊平	独立行政法人経済産業研究所上席研究員（特任）
田島 優子	さわやか法律事務所 弁護士
舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院院長
朝野 和典	大阪健康安全基盤研究所理事長
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士
奈良 由美子	放送大学教養学部教授
長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
平井 伸治	鳥取県知事
前葉 泰幸	津市長
南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
宮地 千尋	公益社団法人全日本病院協会理事
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
脇田 隆宇	国立感染症研究所長

(五十音順・敬称略)

令和3年4月1日現在

新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会 委員名簿

井深 陽子	慶応義塾大学経済学部教授
大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授
尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座（感染症・呼吸器）教授
小林 慶一郎	慶応義塾大学経済学部教授
鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
竹森 俊平	独立行政法人経済産業研究所上席研究員（特任）
田島 優子	さわやか法律事務所 弁護士
舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院院長
朝野 和典	大阪健康安全基盤研究所理事長
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士
長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
脇田 隆宇	国立感染症研究所所長

（五十音順・敬称略）

令和3年4月1日現在

新型インフルエンザ等対策推進会議
医療及び公衆衛生分科会 委員・臨時委員名簿

池田 牧子	いの町長
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座（感染症・呼吸器）教授
鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院院長
朝野 和典	大阪健康安全基盤研究所理事長
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士
奈良 由美子	放送大学教養学部教授
長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
平井 伸治	鳥取県知事
前葉 泰幸	津市長
南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
宮地 千尋	公益社団法人全日本病院協会理事
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
脇田 隆字	国立感染症研究所所長

【臨時委員】

坂元 昇	川崎市健康福祉局医務監
清古 愛弓	全国保健所長会副会長

（五十音順・敬称略）

令和3年4月1日現在

新型インフルエンザ等対策推進会議
社会経済活動分科会 委員・臨時委員名簿

石田 昭浩	日本労働組合総連合会 副事務局長
今村 啓一	日本放送協会解説委員長
岩崎 茂	元統合幕僚長
大西 隆	東京大学名誉教授
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
栗山 真理子	日本患者会情報センター代表
幸本 智彦	東京商工会議所議員
谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院院長
平井 伸治	鳥取県知事

【臨時委員】

大知 久一	日本経済団体連合会社会基盤強化委員会企画部会長
-------	-------------------------

(五十音順・敬称略)

令和3年4月1日現在

新型インフルエンザ等対策推進会議
新型コロナウイルス感染症対策分科会 委員・臨時委員名簿

石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
河本 宏子	日本経済団体連合会社会基盤強化委員会企画部会長代行
幸本 智彦	東京商工会議所議員
小林慶一郎	慶應義塾大学経済学部教授
館田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
中山ひとみ	霞が関総合法律事務所弁護士
平井 伸治	鳥取県知事
南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
脇田 隆宇	国立感染症研究所所長

【臨時構成員】

磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
太田 圭洋	一般社団法人日本医療法人協会副会長
清古 愛弓	全国保健所長会副会長

(五十音順・敬称略)

令和3年4月1日現在

新型インフルエンザ等対策推進会議運営規則（案）

令和 3 年 月 日

新型インフルエンザ等対策推進会議決定

新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の運営については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）及び新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和 3 年政令第 138 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

1 議事

- (1) 推進会議は、議長が認める場合は、分科会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。
- (2) 推進会議（分科会に置かれる部会にあつては、分科会）は、議長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が認める場合は、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

2 議事の特例

- (1) 推進会議の委員は、議長の了承を得た場合に限り、代理人に出席させることができる。
- (2) (1) の規定は、分科会及び部会の委員について準用する。

3 会議の公開

- (1) 推進会議は、原則として会議を公開し、又は議事録を公開するものとする。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) (1) ただし書きの規定により会議及び議事録を公開しないこととした場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨（発言者なし）を公表す

るものとする。

(3) 推進会議の資料は、議長が検討の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他正当な理由があると認めるものを除き、公開するものとする。

(4) (1) から (3) までの規定は、分科会及び部会の会議の公開について準用する。

4 雑則

この規則に定めるもののほか、推進会議、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ議長、分科会長又は部会長が定める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

（設置）

第七十条の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。
- 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

（組織）

第七十条の四 会議は、委員三十五人以内をもって組織する。

（委員）

第七十条の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。

（議長）

第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務）

第七十条の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(資料の提出その他の協力)

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和3年政令第138号）

(組織)

第一条 新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員等の任命)

第二条 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(分科会)

第四条 会議に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、会議の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
基本的対処方針分科会	一 新型インフルエンザ等対策であって総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この項において「法」という。）第十八条第四項の規定により会議の権限に属させられた事項を処理すること。
医療及び公衆衛生分科会	医療の提供体制の確保に関する事項その他の医療及び公衆衛生に関する事項を調査審議すること。
社会経済活動分科会	法第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者の登録の基準に関する事項その他社会経済活動に関する事項を調査審議すること（医療及び公衆衛生分科会の所掌に属するものを除く。）。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、分科会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（部会）

第五条 会議及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、議長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（議事）

第六条 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(会議の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(分科会の特例)

2 会議に、第四条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、当分の間、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、当該分科会の所掌事務は、会議の所掌事務のうち、同表の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同項の表医療及び公衆衛生分科会の項中「こと」とあるのは「こと(新型コロナウイルス感染症対策分科会の所掌に属するものを除く。)」と、同表社会経済活動分科会の項中「の所掌」とあるのは「及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の所掌」と、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは「前項の表の上欄及び附則第二項の表の上欄」とする。

名称	所掌事務
新型コロナウイルス感染症対策分科会	新型インフルエンザ等対策のうち新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に係るものに関する事項を調査審議すること(基本的対処方針分科会の所掌に属するものを除く。)

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

3 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際博覧会推進本部」の下に「、新型インフルエンザ等対策推進会議」を加える。